

初任者研修・教職2年目研修・中堅教諭等資質向上研修

幼稚園・認定こども園

指導の手引

沖縄県



# <目次>

## 法定研修指導の手引

【要綱】 幼稚園・幼保連携型認定こども園初任者研修実施要綱

【はじめに】 教員のサービスと心構え

### I 初任者研修

#### 1 【基礎的要素】

- (1)幼稚園教育・認定こども園教育・保育の基本・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2)保育者の役割について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3)園の組織と運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (4)園務分掌について（公募の整理と保管を含む）・・・・・・・・・・・・ 11
- (5)危機管理・健康安全指導について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

#### 2 【学級経営】

- (1)学級経営の意義・基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (2)学級経営案の作成と実際・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (3)学級事務の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (4)保護者の理解と家庭との連携の仕方（保護者会の進め方を含む）・・・・ 24

#### 3 【教育課程】

- (1)環境構成の考え方と実際・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (2)遊びや生活の仕方の指導と実際・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- (3)指導の実際・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- (4)特別支援教育・発達障害の理解と対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- (5)行事の考え方と実際・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- (6)園具・教具の工夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- (7)週・日案の作成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

#### 4 【幼児理解】

- (1)幼児の理解と指導の実際・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- (2)幼児の実態把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- (3)幼児教育における評価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- (4)記録の取り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- (5)保育カンファレンス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- (6)指導要録の記入の実際・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68

### II 教職2年目研・中堅教諭等資質向上研修

#### 1 【研究保育】

- (1)保育参観の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- (2)保育参観と研究保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

# 幼稚園・幼保連携型認定こども園初任者研修実施要綱

令和2年12月17日教育長決裁

## 1 趣 旨

この要綱は、教育公務員特例法附則第5条第1項に規定する幼稚園等の教諭等の職務の遂行に必要な事項に関する研修（以下「幼稚園・幼保連携型認定こども園初任者研修」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 目 的

幼稚園・幼保連携型認定こども園初任者研修は、幼稚園、幼保連携型認定こども園の初任教員に対して、幼児教育水準の維持向上を図るため、教職研修の一環として、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。

## 3 対 象

- (1) 幼稚園・幼保連携型認定こども園初任者研修の対象は、公立幼稚園、公立幼保連携型認定こども園、公立幼稚園型認定こども園の新任教員（以下「初任者」）とする。
- (2) 公立保育所型認定こども園については、幼稚園・幼保連携型認定こども園初任者研修のうち園外研修に限り、対象者とするができる。
- (3) 私立幼稚園については、幼稚園・幼保連携型認定こども園初任者研修のうち園外研修に限り、対象者とするができる。
- (4) 私立認定こども園（幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園を含む）については、園外研修に限り、対象者とするができる。

## 4 内 容

幼稚園・幼保連携型認定こども園初任者研修の内容は次のとおりとする。

### (1) 園外研修

初任者は、県立総合教育センター等、幼稚園、幼保連携型認定こども園の外において、講義、演習等による研修を受ける。

なお、園外研修日数は8日間とする。

### (2) 園内研修

初任者は、幼稚園、幼保連携型認定こども園内において、園長、副園長等、研修指導員等の指導及び助言による研修を受ける。

なお、園内研修日数は8日間とする。

## 5 研修計画

県教育委員会は、園外研修及び園内研修の項目及び時期、その他必要な事項について定めた研修計画を作成する。

## 6 園内研修指導計画

- (1) 園長は、県教育委員会が作成する研修計画に基づき、園内研修の実施に関する具体的な指導計画を作成する。
- (2) 指導計画の作成に当たっては、幼稚園、幼保連携型認定こども園の組織や実状に配慮し、園長及び研修指導員が調整して作成する。

## 7 報 告

- (1) 園長は、園内研修指導計画書及び園内研修報告書を市町村教育委員会に提出するものとする。
- (2) 市町村教育委員会は、園内研修指導計画書及び園内研修報告書を県教育委員会（県立総合教育センター）に提出する。

## 8 研修指導員

- (1) 県教育委員会は、市町村教育委員会の求めに応じて、幼児教育に係る経験豊富な退職教諭等を研修指導員として市町村教育委員会に派遣する。ただし、市町村において園内研修を実施する体制が整えられる場合には、幼児教育に関する専門性を有する市町村の指導主事等が研修指導を実施することができる。
- (2) 市町村教育委員会は、初任者の在籍する公立幼稚園、公立幼保連携型認定こども園、公立幼稚園型認定こども園に研修指導員を派遣する。
- (3) 研修指導員は、園長及び副園長等の下で、園内研修指導計画書に従い、初任者に対して指導及び助言を行う。

## 9 園内体制の整備

- (1) 園長及び副園長等は、園内研修指導計画書に従い、初任者の指導及び助言に当たる。
- (2) 園長は、園内体制を整備し、初任者が研修を受ける際に業務に支障が生じないように配慮すること。

## 10 連絡協議会

幼稚園・幼保連携型認定こども園初任者研修を円滑かつ効果的に実施するため、市町村教育委員会及び研修指導員で構成する連絡協議会を開催することができる。

## 11 その他

この要綱に定めるもののほか、幼稚園・幼保連携型認定こども園初任者研修の実施に関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 【はじめに】教諭の服務と心得

### 1 保育者（幼稚園教諭・保育教諭・保育士）としての心得

保育者に課せられた使命は、幼児の人格の完成と次代を担う国家社会のよき形成者の育成にあり、また、それは国民全体に対しての責任を負って行われるものである。それだけに、保育者は常に自己研鑽につとめ専門職としての資質を高めるとともに、自らの社会的行動や生活態度等が児童等に直接大きな影響を及ぼすことを考え、自分自身を厳に戒めることが大切である。新しい時代にむけて、これまでの教育をめぐる現状と課題をふまえ今後の教育政策等も示され、教育に対する国民の期待は大きいものがある。このことから、保育者は教職のもつ社会的責任の重大性を十分自覚しなければならない。

#### ◎ 新任保育者だからという甘えは許されない

どんな仕事に就こうと、その出発は難しいものがある。とりわけ、保育者という仕事は難しいものではないかと思う。たいていの仕事には、見習い期間のようなものがある。ところが保育者という仕事は、職員室ではそういう扱いを受けていても、ひとたび子供の前に立てば、たちまち「ぼくらの先生」「私たちの先生」である。子供たちは、決して新任保育者だからという見方ではなく、10年、20年の経験者と同等の先生として見ている。また、保育者の仕事は、人格を持った人間を直接に対象とする点において特色があり、それだけに厳しい。新任保育者の肩にも、その教職の重さは否応なしにのしかかってくる。

#### ◎ 教育愛と教職に専念する情熱がなければならない

子供は保育者を、また、保育者は子供を選ぶことはできない。子供と保育者との出会いは運命的なものであるといえる。そして、保育者の姿勢や保育の営みそのものが、子供の人生を決定的なものにしていくともいえる。教育・保育は魂のふれあいの中で営まれる。そのために保育者は、子供の中に飛び込んでいかななくてはならない。保育者は子供が好きであることが前提である。子供は愛されることによって心を開く。その愛情は、受容と信頼であり、敬愛のきずなで結ばれていなくてはならない。子供と共に汗を流し、苦楽を共に分け合い涙を流す保育者、教え子の心の中に生涯にわたって生き続ける保育者でありたいものである。子供たちは、保育者の日常の行動、つまり「後ろ姿」から保育者の生き方を我がものとして身につけるものである。まさしく、「教育は人なり」である。

#### ◎ 自ら学ぶものだけが、人に教える資格がある

教職とは、子供一人一人の可能性を十分に伸ばし、より豊かな人間性を育てる仕事である。このことから保育者には、豊かな人間性と優れた識見が要請される。保育者はその重責を果たすため、常に教職の厳しさを自覚し、謙虚に自分を反省しながら、不断の教育実践と自己啓発に努め、専門職にふさわしい実力を持たなければならない。子供を教えながら、子供から学び、その反応に応えながら自己研鑽に努め、自ら成長していく保育者になりたいものである。「自ら学ぶ者だけが、人を教える資格がある」ことを肝に銘じるべきである。

## 2 教諭の服務等

公立学校の教員は、地方公務員であり、その服務の根本規準として、地方公務員法（以下「地公法」）30 条では、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定められている。新たに職員に採用されると、まず、条例の定めるところにより、「服務の宣誓」をしなければならない（地公法 31 条）。さらに、服務に当たっては守らなければならない義務を次のように定めている。

### ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法 32 条）、（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下地教行法）43 条の 2）

教員が、その職務を行うに当たっては、法令、条例、規則などに従うとともに、上司（例えば校長）の命令（文書、口頭を問わず）に忠実に従わなければならない。

### ② 信用失墜行為の禁止（地公法 33 条）

教員は、勤務時間内はもちろん、勤務時間外においてもその職を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

### ③ 秘密を守る義務（地公法 34 条）

教員が、職務を遂行するにあたって、その性質上外部に公にしてはならない事項がある。このことは、在職中はもちろんのこと、退職後も同様に守らなければならない。

### ④ 職務に専念する義務（地公法 35 条）

勤務時間中は職務遂行のため注意力のすべてを注ぎ、その職務に専念しなければならない。ただし、この義務が免除されることのできる場合が、特例として法律や条例に定められている。

### ⑤ 政治的行為の制限（地公法 36 条）（教育公務員特例法（以下教特法）18 条）

教員は、特定の政党を支持したり、反対するための政治教育や政治活動、児童等に対する教育上の地位を利用した政治行為を禁止されている。

### ⑥ 争議行為等の禁止（地公法 37 条）

教員は、全体の奉仕者として公共の福祉のために勤務するという職務の性質上、ストライキ、サボタージュ等の争議行為をしたり、教育活動の能率を低下させる怠業的行為をしたりしてはならない。また、これを企てたり、そそのかしたり、あおったりしてはならない。

### ⑦ 営利企業への従事等の制限（地公法 38 条）（教特法 17 条）

教員は、任命権者（県費負担教職員にあつては市町村教育委員会）が許可した場合を除いて、営利活動を営んだり、報酬を受けて事業等に従事したりしてはならない。





## I 初任者研修

### 1 【基礎的要素】

#### (1) 幼稚園教育・認定こども園教育・保育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

(1) 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。

(2) 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。

(3) 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

(幼稚園教育要領第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本) 26頁

#### ア 「人格形成の基礎を培うこと」とは？

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っている。

幼児一人一人の潜在的な可能性は、日々の生活の中で出会う環境によって開かれ、環境との相互作用を通して具現化されていく。幼児は、環境との相互作用の中で、体験を深め、そのことが幼児の心を揺り動かし、次の活動を引き起こす。そうした体験の連なりが将来へとつながっていく。

そのため、幼稚園では、幼児期にふさわしい生活を展開する中で、幼児の遊びや生活といった直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人間として、社会と関わる人として生きていくための基礎を培うことが大切である。

## イ 環境を通して行う教育について

### ① 環境を通して行う教育の意義

幼稚園教育の目的として、学校教育法第22条に、「幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する。」とある。それを受け、幼稚園教育要領では幼稚園教育は、幼児期の特性をふまえ、環境を通して行うものであることを基本としている。

幼児一人一人の発達や生活体験は様々である。その子の特性を生かしながら、そのときどきの活動の中で子供が心動かされているものをしっかりと捉え、よりよい環境をつくっていく。

幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付く、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりして、捉えなおすようになる過程を教師が受け止め、環境との関わり方を深めるように働きかけることが重要である。

幼稚園教育においては、教育内容に基づいた計画的な環境をつくり出し、幼児期の教育における見方・考え方を十分に生かしながら、その環境に関わって幼児が主体性を十分に発揮して展開する生活を通して、望ましい方向に向かって幼児の発達を促すようにすること、すなわち「環境を通して行う教育」が基本となるのである。

### ② 幼児の主体性と教師の意図

幼稚園教育が目指しているものは、幼児が自ら周囲に働き掛けてその幼児なりに試行錯誤を繰り返し、自ら発達に必要なものを獲得しようとするようになることである。いろいろな活動を教師が計画したとおりに、全てを行わせることにより育てられるものではない。つまり、教師主導の一方的な保育の展開ではなく、一人一人の幼児が教師の援助の下で主体性を発揮して活動を展開していくことができるような幼児の立場に立った保育の展開である。

活動の主体は幼児であり、教師は活動が生まれやすく展開しやすいように意図をもって環境を構成していく。

ここでいう環境とは、物的な環境だけでなく、教師や友達との関わりを含めた状況全てである。教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成することが求められる。その際、幼児は安定した情緒の下で自己発揮をすることにより発達に必要な体験を得ていくことを念頭に置くことが重要である。

【参照】第1章第1節 5 教師の役割 (45 頁)  
第1章第4節 3 指導計画の作成上の留意事項  
(7) 教師の役割 (116 頁)



#### ～幼児の生活する姿を捉える～

- ① 何に関心を抱いているのか
- ② 何に意欲的に取り組んでいるのか
- ③ 何に取り組もうとしているのか
- ④ 何に行き詰まっているのか

その捉えた姿から、幼児の生活や発達を見通して指導の計画を立てる。

### ③ 環境を通して行う教育の特質について

各幼稚園では、教材研究を通して、幼児と教材との関わりについて理解を深め、遊びを展開し充実していくような豊かな教育環境の創造に努めることが必要である。

「遊び」は、幼児にとって重要な「学習」であり、その遊びを通しての指導を中心として「第2章ねらい及び内容」に示すねらいが総合的に達成されるようにすることが重要である。

【参照】第2章第1節  
ねらい及び内容の考え方と領域の編成 (142 頁)

Check!

幼児の環境に関わりたいという意欲から発してこそ、環境との深い関わりが成り立つ。この意味では、幼児の主体性が何よりも大切にされなければならない。

- 幼児が自分から興味を持って、遊具や用具、素材についてふさわしい関わりができるように、遊具や用具、素材の種類、数量及び配置を考えることが必要である。
- 教師の関わりは、基本的には間接的なものとしつつ、長い目では幼児期に幼児が学ぶべきことを学ぶことができるように援助していくことが重要である。
- 教師の動きや態度は、幼児の安心感の源であり幼児の視線は、教師の意図する、しないにかかわらず、教師の姿に注がれていることが少なくない。教師がモデルとして物的環境への関わりを示すことで、充実した環境との関わりが生まれてくる。

#### ④ 幼稚園教育の基本に関連して重視する事項

環境を通して教育することは幼児の生活を大切にすることである。教師が幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成すべきことを踏まえなければならない。

幼児期の教育は、次の段階の教育に直結することを主たる目標とするものではなく、後伸びする力を養うことを念頭に置いて、将来への見通しをもって、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。

環境を通して行う教育であることを基本とする幼稚園教育では、特に重視することが必要な事項として次のことがあげられている。これらの事項は、幼稚園教育の方向として共通理解を深め、具体的な指導の改善を図ることが望まれる。

##### ア 幼児期にふさわしい生活の展開・・・安定した情緒の下で自己発揮できる

幼児が環境との関わりを通して望ましい方向に発達を遂げるためには、そこに展開される生活が幼児期の発達特性に適合したものであることが重要である。幼稚園生活の中で特に大切にしなければならない特性としては、主として以下のようなことが考えられる。

##### ★幼児期は周囲の大人から自分の存在を認められ、受け入れられているという安定感を基盤にして徐々に自分の世界を広げていく時期

この時期は自分でやりたいという意識が強くなると同時に信頼できる大人に依存していたいという気持ちも強い。したがって幼稚園生活の中では不安なときには何時でも教師から適切な援助が受けられる。あるいは教師に温かく見守られているという信頼感をもって自分の力でさまざまな活動に取り組んでいく体験を積み重ねることが大切で、それが自立へ向かうことを支えるのである。

##### ★自分の興味や関心に基づいた具体的・直接的体験を通して発達する時期

幼児にとっては、自分の生活体験や興味・関心とは無関係に与えられた知識や活動は、それが客観的に見て必要と考えられるものであっても、それが本当に身に付いたものにはならないことはよく知られている。

幼稚園の生活においては、幼児の発達の実情に即したねらいや内容に基づいて幼児の興味や関心を引き起こし、自発的に活動を展開できるような環境を作り出すことが必要となる。

この際、幼児にとって幼稚園生活が家庭や地域の生活と切り離されたものでないことが、情緒的や

循環性を持つものとなるように配慮することが大切である。

★幼児期は自分以外の幼児の存在に気付き友達との交流が盛んになり、その相互交流を通して自己存在感や他者への思いやり、集団への参加意識などの社会性が著しく発達する時期

したがって幼稚園の生活においては、幼児が友達と十分にかかわって生活を展開していけるようにすることが重視されなければならない。

#### イ 遊びを通しての総合的な指導・・・遊びを通して学ぶ子どもたち

幼児期の遊びとは、大人が労働と対比して使う遊びという意味ではなく、幼児が自分から興味や関心をもって身近な環境に主体的・意欲的に関わり活動を作り出し展開すること全体を指している。幼児の生活のほとんどは、こうした意味の遊びで占められている。

幼児は、遊ぶことの中で、達成感や挫折感、葛藤、充足感などを味わいながら心身の調和のとれた発達の基礎をなすさまざまな体験を積み重ねていく。したがって幼稚園教育における指導の中心は、幼児が展開する自発的な活動としての遊びを通して行われる必要がある。

その際、教師は、遊びを通して幼児が発達する姿をとらえながら、幼児自身が環境とかかわって遊びを展開し、必要な体験が得られるような状況を作り出し、多様なねらいが総合的に達成されるように、遊びの流れに応じて適切な指導をしなければならない。

#### ウ 一人一人の特性に応じた指導・・・個々の課題を見つけ、関わり方も変える

幼児の発達には、同年齢であっても各々の幼児の興味や関心、生まれ月、生活経験などの違いの影響を受けて一様なものとはならない。

また、同じ環境のもとにおかれても、一人一人その受け止め方は異なっているしそれへのかかわり方も違ってくる。さらに、たとえ客観的には同じような活動をしているように見えても個々の活動の意識や発達の課題は異なっていると考えられる。

したがって幼稚園教育においては、こうした一人一人の特性に応じた指導が重視されなければならない。

しかし、このことは、個々の勝手な行動をそのまま放置することではない。教師は幼児と生活を共にしながら、個々の幼児のその子らしい行動の仕方や考え方、発達の課題などを理解し、望ましい方向に向かうように適切な援助を行う必要がある。



## ○幼保連携型認定こども園教育・保育の基本

### 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本

乳幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する目的及び第9条に掲げる目標を達成するため、乳幼児期全体を通して、その特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。このため保育教諭等は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育及び保育を行わなければならない。

- (1) 乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ自立に向かうものであることを考慮して、周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、園児一人一人が安心感と信頼感をもっていろいろな活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること。
- (2) 乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- (3) 乳幼児期における自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- (4) 乳幼児期における発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、園児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、園児一人一人の特性や発達の過程に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、保育教諭等は、園児の主体的な活動が確保されるよう、園児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、保育教諭等は、園児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、園児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

なお、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、園児が入園してから修了するまでの在園期間全体を通して行われるものであり、この章の第3に示す幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を十分に踏まえて行うものとする。

## ア 幼保連携型認定こども園の基本

就学前の子どもに対し、保護者の就労の有無にかかわらず、教育と保育を一体的に提供するのが幼保連携型認定こども園であることを踏まえると、保護者や地域の実態に応じつつ、次の4つの視点から環境を通して行うことが重要である。

- (1) 安心感と信頼感をもって活動に取り組むこと
- (2) 乳幼児期にふさわしい生活を展開すること
- (3) 主体的な活動を促す環境を工夫すること
- (4) 遊びを通して指導を行うこと
- (5) 一人一人の発達・特性に応じた指導を行うこと

【参照】第1章 第1  
1 教育及び保育の基本（3頁）

## イ 幼保連携型認定こども園の役割

幼保連携型認定こども園は、児童福祉法第39条の2を受けて、保護者の就労の有無にかかわらず利用できること、園に通っていない子どもとその保護者も、交流や子育て相談の場として利用できること、そして、未来を担う子ども達に質の高い教育と保育を一体的に提供できることが大きな特徴である。

特に、※「認定こども園法」により、在園する子どもの保護者だけでなく、地域の保護者に対する「子育ての支援」が義務づけられており、園にとって重要な役割の一つとなっている。

「子育ての支援」は、子育てに関する保護者の悩みを聞くこと、子育てに関わる様々な講演やその他の情報の提供、親同士の話し合いの場を設けることなど、基本的には「家庭での子育て」に対する保育者の援助を指している。



※「認定こども園法」：「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の略称であり、平成18年9月に文科省と厚労省から通知された。

## ウ 幼保連携型認定こども園の目標

教育及び保育の目標は、認定こども園法第9条にある下記の6項目である。

- (1) 基本的な習慣
- (2) 自主、自律、協同の精神
- (3) 豊かな感性と表現力の芽生えを養う
- (4) 心身の健康の確保及び増進を図る
- (5) 思考力の芽生えを養う
- (6) 言葉の正しい使い方及び相手の話を理解する

これらの目標は、その後の義務教育だけでなく生涯学習の基礎となるもので、これからの持続可能な時代を生きていく子どもたちに「生きる力の基礎」を育てていくためのものである。

【参照】第1章 第1  
2 教育及び保育の目標（4頁）

## I 初任者研修

### 1 【基礎的要素】

#### (2)保育者の役割について

##### ○ 幼児の主体的な活動と教師の役割

幼児教育・保育においては、幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした教育を実践することが何よりも大切である。保育者が遊びにどう関わるのか、保育者の役割の基本を理解することが必要であり、そのために保育者には、幼児の自発的な活動としての遊びを生み出すために必要な教育環境を整えることが求められる。さらに、保育者には、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境をつくり出していくことも求められている。そのための保育者の役割は、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成する役割と、その環境の下で幼児と適切な関わりをする役割がある。

##### ○ 集団生活と教師の役割

保育者が幼児一人一人を理解し、心の動きに応じることとは、一人一人の幼児の活動を援助することや幼児と一対一で関わるようにすることだけを意味するものではない。幼児の主体的な活動は、友達との関わりを通してより充実し、豊かなものとなる。一人一人の思いや活動をつなぐよう環境を構成し、集団の中で個人のよさが生かされるように、幼児同士が関わり合うことのできる環境を構成していくことが必要である。

##### ○ 保育者間の協力体制

幼児一人一人を育てていくためには、保育者が協力して一人一人の実情を捉えていくことが大切である。幼児の興味や関心は多様であるため、並行して様々な活動をしている幼児を同時に見ていかなければならない。その結果、園全体として適切な環境を構成し、援助していことができるのである。連絡を密にすることのよさは、教師が相互に様々な幼児に関わり、互いの見方を話し合うことで、幼児理解を深められることである。日々の保育を共に振り返ることで、保育者が一人では気づけなかったことや自分とは違う見方に触れながら、園の教職員全員で一人一人の幼児を育てるという視点に立つことが重要である。また、園長が広い視野と幼児教育・保育に対する識見に基づいてリーダーシップを発揮し、一人一人の保育者が生き生きと日々の教育活動に取り組めるような雰囲気をもった園づくりが求められる。

##### ○ 理解者としての教師のかかわり

幼児が、自分自身の興味・関心や意欲をもって主体的に活動するためには、幼稚園や友達に安心してかかわっていける必要がある。

そのためには、保育者が幼児にとって安心できる存在であり、保育者がいることで安心してその場にいられたり、遊びを始められたりすることが大切。そうした保育者との信頼関係は、幼児が保育者から温かく見守られたり、気持ちを受け止めてもらったりすることを通して培われていく。保育者が幼児を理解し、かかわっていくことで、幼児の意欲や興味・関心を引き出したり、困難に直面しているとき励ましたりできる。

保育者は、幼児の行動や興味・関心の現れから、幼児の気持ちや幼児のしたいことを捉え、それにかかわる発達の実情、友達関係などを詳細に把握していくことで、幼児の理解が深まり、何を援助として必要かが捉えられることになる。そうして行う援助が幼児にとって実際にどう受け止められたかを見ながら、自分と幼児とのかかわりを考えていくことが大切。

## ○ 共同作業者としてのかかわり

保育者が、幼児がしている泥んこ遊びに自分も参加し、幼児たちと同じように楽しげにしていると驚いたり、嬉しがったりする。この時の教師は、幼児にとって友達や仲間のような存在に受け止められているのではないか。同じ面白さを味わったり、実際にやってみて難しさが分かったりして保育者自身の心が幼児と同じように揺れ動くことが、幼児に保育者との一体感を感じさせるものと思われる。

こうして一緒に行動するとき、保育者が感じていることを幼児に伝えたり、考えたことを一人の仲間として提案したりでき、共同作業者としての教師のかかわりにより、幼児の主体的な活動を一層充実させていくこともできる。しかし、このようなかかわりは、一方では幼児の主体性を削いでしまう危険性もある。幼児の遊びの状況や幼児と保育者の関係から十分な配慮が必要である。

## ○ 援助者としてのかかわり

幼児の主体的な活動が、その幼児の取り組みとして深まったり、充実したりしているときには、教師は見守り、その幼児が経験していることを捉えて、共感していくが、遊びの中で困難に直面したり、遊びが深まっていかなかったり、問題をかかえたりしているときには、直接の援助や間接的な援助をしていく必要がある。いつ、どのような援助を行うかは、そのときの状況や今までの経過、一人一人の発達状況に応じて考えていかなければならない。どの点を援助すればよいのか、保育者が手伝ってしまうのか、友達を介して気付かせていくのか、ヒントを言葉で出していくのか、物などを環境として再構成して援助するのかなどを考えなければならない。

例えば、衣服の着脱についての援助でも、自分で何とか脱ごうとしてやった幼児には、自分でできたことの大切さを言葉にしながらか一緒に喜ぶことがその時の大切な援助になるが、自分でできるようになって、脱いだ洋服を散らかしたまま遊んでいる幼児には、たたみ方を具体的に教えていくというように、一人一人の状況に合わせて援助の内容を考えていくことが大切。一人一人の発達に応じた援助の内容やタイミングを考え、一人一人が自分の力で活動を進めていくようにしていくことが重要である。

保育者の援助は、遊びの主体者である幼児に向かって行われるが、時には集団に向かって援助が必要なこともある。積み木で遊んでいるように見える数人の幼児をよく観察してみると、一緒に遊んでいるように見えても、一人の幼児の考えに添って遊んでいて、他の幼児は自分のしたいことが出来ずにいたりすることもある。そのような場合には、友達とのかかわりに気付かせる援助が必要で、一緒に遊んでいる幼児に少しずつ違う援助をしなくてはならないこともある。集団への援助が必要なのである。

## ○ モデルとしての存在

幼児は、日々の生活の中で、保育者の行動や言葉をモデルとして多くのことを学んでいる。行動の仕方や言葉のはしはしから、保育者が持っている価値観を学び、善悪の判断や相手への思いやりなどを学んでいる。教師が意図的に教育しようと考えていることにより無意図的な行動の方が幼児に大きな影響を及ぼすといっても過言ではない。

日頃、生き物を大切にと言い、花壇の花の水まき当番の指導に気を使っても、保育者が飾っている花を枯れるに任せているとむしろその教師の日常をモデルにして学んでしまうことになる。

幼児の気持ちをくみ取り、一人一人に即して接している保育者の言動は、幼児の友達の大切さ、一人一人の大切さをおしえることになるのである。保育者の言葉づかいがそっくり幼児に真似られるなどを身近に経験している教師も多いが、保育者は自分の考え方や価値観、言動が幼児に影響を与えることをしっかり認識しておきたいものである。



## I 初任者研修

### 1 【基礎的要素】

#### (3)園の組織と運営

##### ○ 幼稚園の性格

幼稚園は、学校教育法第1条に示される「学校」である。

##### 〔学校教育法 第1条〕

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

##### ○ 教職員の種類とその職務

幼稚園に置かなければならない教職員の種類とその職務は、学校教育法及び学校保健安全法等の法令、また学校教育法に基づいて定められた幼稚園設置基準の定めがある。

- |         |   |  |
|---------|---|--|
| ① 園 長   | = | 園務を司り、所属職員を監督する。                                 |
| ② 副 園 長 | = | 園長を助け、命を受けて園務を司る。                                |
| ③ 教 頭   | = | 園長及び副園長を助け、園務を整理し必要に応じ幼児の保育を司る。                  |
| ④ 主幹教諭  | = | 園長、副園長及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育を司る。        |
| ⑤ 指導教諭  | = | 幼児の保育を司り、教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。 |
| ⑥ 教 諭   | = | 幼児の保育を司る。  |
| ⑦ 助 教 諭 | = | 教諭の職務を助ける。                                       |
| ⑧ 講 師   | = | 教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する                               |
| ⑨ 養護教諭  | = | 幼児の養護を司る。  |

幼稚園には、園長、教頭、各学級に少なくとも専任の教諭1名を置かなければならない。ただし、副園長を置くとき、その他特別の事情があるときは教頭を置かないことができる。

(学校教育法第27条第1項、同条第3項、幼稚園設置基準第5条第1項)

幼稚園には、園長、教頭のほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭、その他必要な職員を置くことができる。(学校教育法第27条第2項)

特別な事情があるときは、各学級に置かなければならない専任の教諭は、専任の副園長又は教頭が兼ねたり、その幼稚園の学級の3分の1の範囲内で船員の助教諭若しくは講師を充てたりすることができる。(幼稚園設置基準第5条第2項)

専任でない園長を置く幼稚園については、各学級に1人以上置かなければならない専任の教諭、助教諭若しくは講師の他に、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のいずれか1人を置くことが原則である。(幼稚園設置基準第5条第3項)

幼稚園には、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

(幼稚園設置基準第6条)

## ○ 幼保連携型認定こども園の性格

幼保連携型認定こども園は、学校であると同時に児童福祉司としての性格も有するため、学校教育法とは別に認定こども園法を根拠とし、学校教育と保育双方の水準を保障する規定を整備している。(このため、学校教育法の適用される「学校」の範囲を定める学校教育法第1条は改正していない)

幼保連携型認定こども園の学校としての法的な位置づけについては、下記の2点の根拠がある。

- ① 認定こども園法で、幼保連携型認定こども園が教育基本法第6条に基づく「法律に定める学校」であることを明らかとされている。
- ② 法体系全体を通じて、幼稚園と同等の法的な位置づけとなるよう、多種多様な法令で設けられている「学校」によって担保されている。

なお、児童福祉施設としての位置づけについては、児童福祉施設の定義規定（児童福祉法第7条第1項）を改正し、幼保連携型認定こども園を追加している。

## ○ 幼保連携型認定こども園の認定基準について

### 職員配置

	長時間利用児	短時間利用児
0歳児	おおむね3人に1人の保育者	—
1, 2歳児	おおむね6人に1人の保育者	—
3歳児	おおむね20人に1人の保育者	おおむね35人に1人の保育者
4, 5歳児	おおむね30人に1人の保育者	

※ 認定こども園における保育に従事する職員の数は、常時2人以上の配置が必要。

### 職員資格

0～2歳児	保育士
3～5歳児	共通利用時間と長時間保育に対応するため、幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士
共通利用時間	原則、幼稚園の教員の免許状を有する者
3歳以上の長期保育	原則、保育士の資格を有する者

○ 満3歳以上の短時間利用児と長時間利用児の共通の4時間程度の利用時間は、学級を編成する

### ○ 職員配置

園長、保育教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理職員は、必ず配置。副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭などは、任意配置

### ○ 給食の提供

給食は、園での調理が原則。提供範囲は、2号・3号の子ども（1号の子どもへの提供は、園ごとに判断）3歳以上の子どもの給食は、外部搬入が認められています

○ 開園日・開園時間／最長11時間開園と土曜日の開園が原則です

# I 初任者研修

## 1 【基礎的要素】

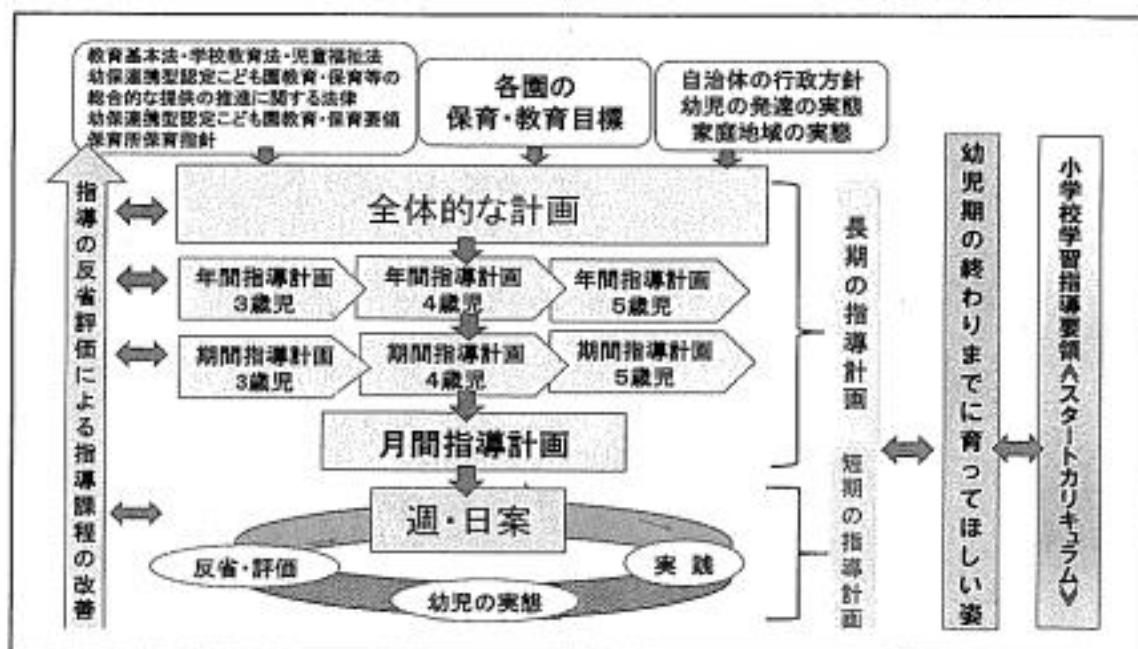
### (4)園務分掌について (公募の整理と保管を含む)

#### ○ 幼稚園における全体的な計画の作成

各幼稚園においては、教育課程を中心に、第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などに関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする。

(幼稚園教育要領解説 第1章 総説 第3節 教育課程の役割と編成等 6 全体的な計画の作成)

- ・教育課程
- ・指導計画 (年間指導計画・期間指導計画・月間指導計画・週日案)
- ・預かり保育 (教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画)
- ・健康診断・生活習慣の計画 (学校保健計画)
- ・避難訓練・交通安全指導・防災計画・防犯計画・危機管理など (学校安全計画)



#### ○ 幼稚園幼児指導要録の作成

(作成対象年齢)

学級を編制している満3歳以上の子どもについて作成すること。

##### 【様式1】学籍に関する記録

学籍に関する記録は、外部に対する証明書等の原簿としての性格をもつものとし、原則として、入園時及び異動の生じたときに記入すること。

**保管年限** 20年間

##### 【様式2】指導に関する記録

指導に関する記録は、1年間の指導の過程とその結果を要約し、次の年度の適切な指導に資するための資料としての性格をもつものとする。

**保管年限** 5年間

## ○幼保連携型認定こども園における教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成

### 第2-1-(1) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の役割

各幼保連携型認定こども園においては、教育基本法(平成18年法律第120号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び認定こども園法その他の法令並びにこの幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、教育と保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成するものとする。

□長期の指導計画(年間指導計画・期間指導計画・月間指導計画)

□短期の指導計画(週日案・個の指導計画) ※「個の指導計画」は0歳～満2歳未満の園児のみ作成

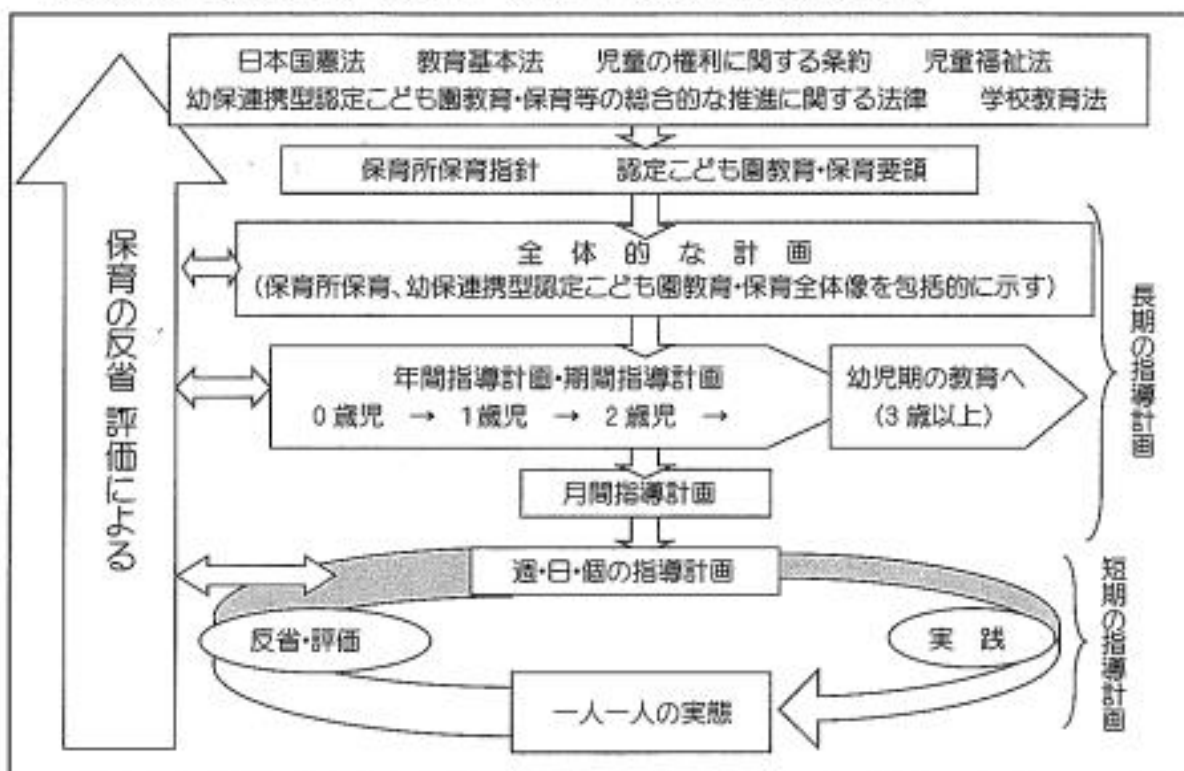
□一時預かり事業などとして行う活動のための計画

※上記の3つの計画は、下記の対象園児に対してそれぞれ作成する。

- ・満3歳以上の園児の教育課程に係る教育時間の教育活動のための計画
- ・満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児の保育のための計画
- ・満3歳未満の保育を必要とする子どもに該当する園児の保育のための計画

□健康診断・食育の計画(保健計画)

□避難訓練・交通安全指導・防災計画・防犯計画・危機管理など(安全計画)



### ○幼保連携型認定こども園園児指導要録の作成

〔作成対象年齢〕

学級を編制している満3歳以上の子どもについて作成すること。

【様式1】学籍に関する記録

学籍に関する記録は、外部に対する証明書等の原簿としての性格をもつものとし、原則として、入園時及び異動の生じたときに記入すること。

保管年限 20年間保存することが望ましい

## 【様式2】指導に関する記録

指導に関する記録は、1年間の指導の過程とその結果を要約し、次の年度の適切な指導に資するための資料としての性格をもつものとする。

**保管年限** 小学校を卒業するまでの間、保存することがのぞましい。

### ○ 保育に欠かせない学級事務の重要性

学級担任として幼児の望ましい成長・発達を助言・指導する直接的な仕事と、その指導がうまく実施できるようにするために、学級事務がうまく処理されることがとても重要である。

### ○ 学級担任として取り扱う学級事務のいろいろを理解し、行う時期をとらえる

#### (1) 年度初めに行うもの

指導要録、出席簿、健康診断表作成、結果通知、疾病状況集計、補助簿の作成（個人記録、学級記録）園児名簿作成、学級経営案作成、年間指導計画の作成、幼児の実態把握、家庭状況調査票集計、緊急連絡網作成、学校健康会加入者名簿

#### (2) 学期毎、月毎に処理するもの

指導要録の補助簿記入、学級経営の反省、評価、期案作成、出席簿集計処理、月末統計、連絡帳記入処理

#### (3) 週・日に処理するもの

出席簿、週案、月案作成及び記入、反省・評価個人記録記入

#### (4) 年度末に行うもの

指導要録記入、抄本作成、修了証書台帳記入

#### (5) 随時処理するもの

集金事務、各種予防接種の記録、入退園に関する書手続き及び報告記入

### ○ 学級事務をすすめていくための留意点

#### (1) 法的にかかせないもの

##### ●出席簿

出席状況をその日の内に正確に記入する。毎日欠かさずに整理します。必ず万年筆・ボールペンの黒・青で記入します。

##### ●健康診断について

毎年6月末までに実施し、健康診断結果を終了後、21日以内に園医の所見に従い保護者に連絡・通知し、すみやかに治療をしてその結果の報告を受けるようにします。

##### ●修了証書台帳について

楷書で誤字のないように心をこめて丁寧に黒インキを使用して記入します。事前に保護者へ氏名の確認をしておくとい。

#### (2) 法的に定められていないが必要なもの

##### ●補助簿について

受け持った子ども一人一人の成長の足跡を正しい幼児理解に立った記録として書き残し、その育ちの経過・変容をとらえることは、学級担任として最も大切な仕事である。また指導要録の記入の際その参考となるのが個人記録としての補助簿です。担任の指導の経過も併せて記入、次の指導への参考資料とする。

##### ●家庭連絡帳、お便り帳について

家庭との連携、母親との共通理解のために、子どもを育てる情報交換の手立てとする。その子の良さや持ち味を伝える姿勢を第一として担任としてどのように育てたいのか保育観をきちんと知らせたいものである。



## I 初任者研修

### 1 【基礎的要素】

#### (5)危機管理・健康安全指導について

##### ○ 一次救命処置

###### (1) 心肺蘇生とは

心肺蘇生とは、胸を強く圧迫する「胸骨圧迫」と、口から肺に息を吹き込む「人工呼吸」によって、止まってしまった心臓と呼吸の動きを助ける方法である。

脳は、心臓が止まると15秒以内に意識がなくなり、3～4分以上そのままの状態が続くと回復することが困難となる。心臓が止まっている間、心肺蘇生によって脳や心臓へ血液を送り続けることがAEDの効果を高めるとともに、心臓の動きが戻った後に後遺症を残さないためにも重要となる。

###### (2) AEDとは

心臓が突然止まるのは、心臓がブルブルと細かくふるえる「心室細動」によって生じることが少なくない。この場合には、できるだけ早く心臓に電気ショックを与え、心臓のふるえを取り除くこと（これを「除細動」という）がとても重要となる。

AED（＝自動体外式除細動器）とは、電気ショックを行うための機器である。電極パッドを貼ると、コンピューターにより自動的に、電気ショックが必要かどうか決定し、音声メッセージで電気ショックを指示してくれるため、一般市民でも簡単に確実に操作することができる。

心停止になってから電気ショックを行うまでの時間が遅れるごとに、生存退院のチャンスが低下する。



##### <小学校に上がる前の子供（およそ6歳まで）のAED使用>

成人用と小児用の2種類の電極パッドが入っている場合や、成人用モードと小児用モードの切り替えがある機種がある。

その場合、小学生以上には成人用の電極パッド（成人用モード）を使用し、未就学児には小児用の電極パッド（小児用モード）を使用する。

※ 小児用電極パッド（小児用モード）は小学生以上には使用しない。

※ これらの機能がなければ成人と同じように使用する。

##### ○乳児の救命処置

乳児の場合は、成人に比べて呼吸が悪くなったことが原因で心停止に至ることが多いため、胸骨圧迫に人工呼吸もあわせた心肺蘇生ができることが望ましいと考えられます。

###### ① 安全確認

★近寄る前に周囲の安全を確認し、状況に合わせて自らの安全を確保してから近付きます。

###### ② 反応（意識）の確認

★ 声をかけながら反応があるかないか確かめる。

★ 足の裏をたたいて、刺激することも有効である。

### ③ 助けを呼ぶ

- ★ 反応がなければ、大きな声で助けを求める。
- ★ 協力者が来たら、「あなたは119番通報してください」、「あなたはAEDを持ってきてください。近くになれば戻ってきてください」と具体的に依頼する。
- ※ 救助者が一人の場合や、協力者が誰もいない場合には、次の手順に移る前に、まず自分で119番通報をし、近くがあればAEDを手配する。

### ④ 呼吸の確認

- ★ 胸や腹部の上がり下がりを見て、「普段どおりの呼吸」をしているか判断する。

### ⑤ 胸骨圧迫

- ★ 圧迫の位置は、両乳頭を結ぶ線の少し足側を目安とした胸骨の下半分です。
- ★ 胸骨圧迫は指2本で行う。
- ★ 1分間に100～120回の速いテンポで絶え間なく圧迫する。
- ★ 圧迫の強さ（深さ）は、胸の厚さの3分の1を目安として、十分に沈む程度に、強く、速く、絶え間なく圧迫する。
- ※ 乳児だからといって、こわごわと弱く圧迫したのでは効果が得られません。



### ⑥ 人工呼吸

- ★ 胸骨圧迫を30回連続して行った後、気道確保を実施して人工呼吸を2回行います。
- ★ 気道確保の際に、極端に頭を後屈させると空気の通り道を塞ぐことになるので注意が必要です。
- ★ 乳児では、口対口で人工呼吸を実施することが難しい場合があり、この場合は、乳児の口と鼻を同時に自分の口で覆う口対口鼻人工呼吸を行います。



### ⑦ 心配蘇生の実施

- ★ 胸骨圧迫30回と人工呼吸2回行う組み合わせを救急隊員が交代するまで絶え間なく続けます。

### ⑧ AEDの使用

- ★ 乳児にもAEDを使用できる。
- ★ AEDに小児用電極パッド（小児用モード）がある場合はそれを使用する（切り替える）。もし小児用電極パッド（小児用モード）がない場合は、成人用電極パッド（成人用モード）を使用することもできる。
- ★ 電極パッドを貼る位置は、電極パッドに表示されている絵に従う。
- ★ 電気ショックを行ったら、直ちに胸骨圧迫を再開します。

## ○乳児に対する気道異物除去の方法

- ★ 気道異物による窒息の場合は、ただちに119番通報を誰かに依頼し、異物除去を行う。
- ★ 反応がある場合には、乳児に対しては背部叩打と胸部突き上げを実施する。

### (1) 背部叩打法

救助者の片腕の上に乳児をうつぶせに乗せ、手のひらで乳児の顔を支えながら、頭部が低くなるような姿勢にする。もう一方の手の付け根で、背中の中を力強く数回連続してたたく。



### (2) 胸部突き上げ法

救助者の片腕に乳児の背中を乗せ、手の平で乳児の後頭部をしっかりと支えながら、頭部が低くなるよう仰向けにし、もう一方の手の指2本で、両乳頭を結ぶ少し足側を目安とする胸骨の下半分を力強く数回連続して圧迫する。  
(心肺蘇生の胸骨圧迫と同じ要領)

※ 乳児に対して、腹部突き上げ法は行わない。

※ 反応がなくなった場合は、乳児に対する心肺蘇生の手順を開始する。





## I 初任者研修

### 2 【学級経営】

#### (1)学級経営の意義・基本的な考え方

##### ○ 学級経営とは

学級経営は、幼稚園経営の一環として園の教育目標実現のために行うものです。学級担任が創意を生かし、幼児の実態に即して行います。

##### ○ 学級経営のねらい

学級は、一人一人の幼児が教師や友達と「出会い」「触れあい」「育ち合い」を通して成長していく場です。学級経営の大きなねらいは、「幼児が毎日楽しい幼稚園生活を過ごせるように適切な環境づくりをする」ことです。中でも重視したいのは、教師と幼児との信頼関係をどのような方法や形で築き上げていくかということです。

- ◎ 一人一人の幼児に対してどのような場面で実態を捉えるのか
  - ◎ どのような認め方をするのか
  - ◎ 幼児はどのように応答してくれるのか
- などの点について幼児の行動を通して理解し、信頼関係を確かなものにしていくことが大切です。



##### ○ 学級経営の内容

幼稚園の教育目標は、関係法令等を踏まえ、地域や幼児の実態をよく見極め、幼稚園の全教職員の総意の上に立って園長が定めるものです。その教育目標をより具体的に示したものが当該年度の教育方針と重点（本年度の努力点）です。それらの目標を具現化する場が学級ですので学級経営の「ねらいや内容」をしっかりと立案して実践することが重要です。

- 学級経営のねらいを達成するために学級担任として常に念頭に置かなければならない主なもの

- ・ 学級教育目標
- ・ 方針等の設定と管理に関すること
- ・ 学級経営計画及び指導計画の作成に関すること
- ・ 行事計画、保健衛生計画等に関すること
- ・ 教育内容・方法及び環境構成等の研究・改善に関すること
- ・ 幼児及び担任自身に関すること
- ・ 園舎内外の環境整備に関すること及び安全に関すること
- ・ 反省・評価に関すること
- ・ 学級事務に関すること
- ・ 家庭との連絡・連携に関すること



## ○ 学級経営の方法

学級経営は、学級担任により学級という単位の集団で幼稚園の教育目標を念頭に置いて行われます。学級は、幼児と教師が心を通い合わせながら、一緒に幼稚園での生活をつくりあげていくところです。学級担任は、幼児との出会いを大切に、幼児の心身の成長や発達を助けるために確かな目標を持ち、指導方法に創意、工夫を凝らして計画的に実践し、その目標実現に努めなければなりません。その計画案に当たるものが「学級経営案」です。

幼児同士の間づくりを大切に！！

### ◎ 一人一人の幼児が活かされる学級を

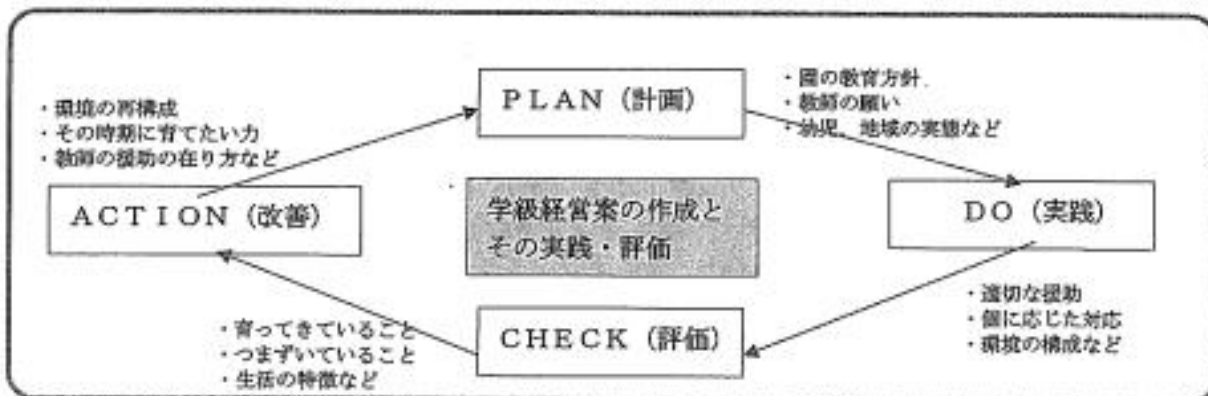
幼児は様々な姿で自分の想いを表します。そこで、一人一人の幼児の内にある想いを共感的に理解して、心の拠り所となるような学級づくりを心がけたいです。それには、一人一人の幼児の発達の特徴、個性などを肯定的に捉え的確な幼児理解ができるように努力しましょう。

### ◎ 友達同士育ちあえる学級を

幼児は、友達との遊びの中で多くのことを体得していきます。また、家庭生活では味わえないすばらしさもあります。そこで、一人一人の幼児が友達との良いところを認め合い、友達の存在の大切さや嬉しさを味わえるようにしていきたいです。それには、友達関係の実態をよく把握したり、友達同士十分に遊びあえるような場や時間を配慮したり、時には友達同士の間関係を調節したりしていく指導をしましょう。

## ○ 学級経営の評価の工夫

自園の教育課程評価資料を活用し、学級経営の目標や努力点の達成状況について計画的、継続的に評価し、改善と充実に努めましょう。



＜経営の教師の構え＞

- 幼稚園の生活は遊びが中心であり、仲間や教師と支え合って生活する楽しさを味わいながら、自然の生活の流れの中で、主体性や社会的態度を身につけていくものであるとして捉える。
- 園教育目標の具現化を目指して、計画・実践・評価・反省のサイクルを大切にする。
- 幼児期にふさわしい生活が展開できるよう幼児の興味や関心と発達に必要な経験と重ね合わせるための個々の観察記録を充実させ、幼児の行動の読み取りに努める。偏った見方にならないために教師間の意見交換のための園内研の充実を図る。
- 幼児の興味や関心に基づき、直接的な体験が得られるよう、発達に必要な遊具・素材、自然や動植物など望ましい環境が用意されるように努める。又、十分に活動できるための時間や空間を配慮する。
- 幼児が無理なく自然の流れの中で生活できるよう、教師が互いに理解し合い、園全体の子供の育ちがみつめられるようにする。（「私のクラスの子」としての捉えでなく「私たち幼稚園の園児」としての捉えをする。）
- 家庭との連携を密にするため、幼児の育ちを助けるためのクラス通信などの発行をする。

＜参考例＞ 学級目標を具現化するための経営方針とその方策

	学級目標	経営方針	具体的な方策
一組	○誰とでもすすんで遊ぶ子	・互いの良さを認め合い、生活の楽しさが味わえるような学級づくりをする。	★友達といて安定し、相互に良さを認め合えるような十分な生活の場や時間の保障。
	○見たこと、聞いたこと、感じたことをその子なりの方法で表現できる子	・表現することにより、心の通い合う楽しさを味わえるような学級。	★感動を味わえる環境との出会い、共感できる教師、表現したい気持ちを満たすための具体的な物の配置に努める。
	○良い悪いの区別ができ、考えて行動する子	・場に応じた判断、公共の物や他人の物との区別等ができ、自他共に大切にできるような学級。	★互いに気づき合い、支え合える生活の楽しさを、教師と共に味わい、喜び合えるような雰囲気づくりに努める。



# I 初任者研修

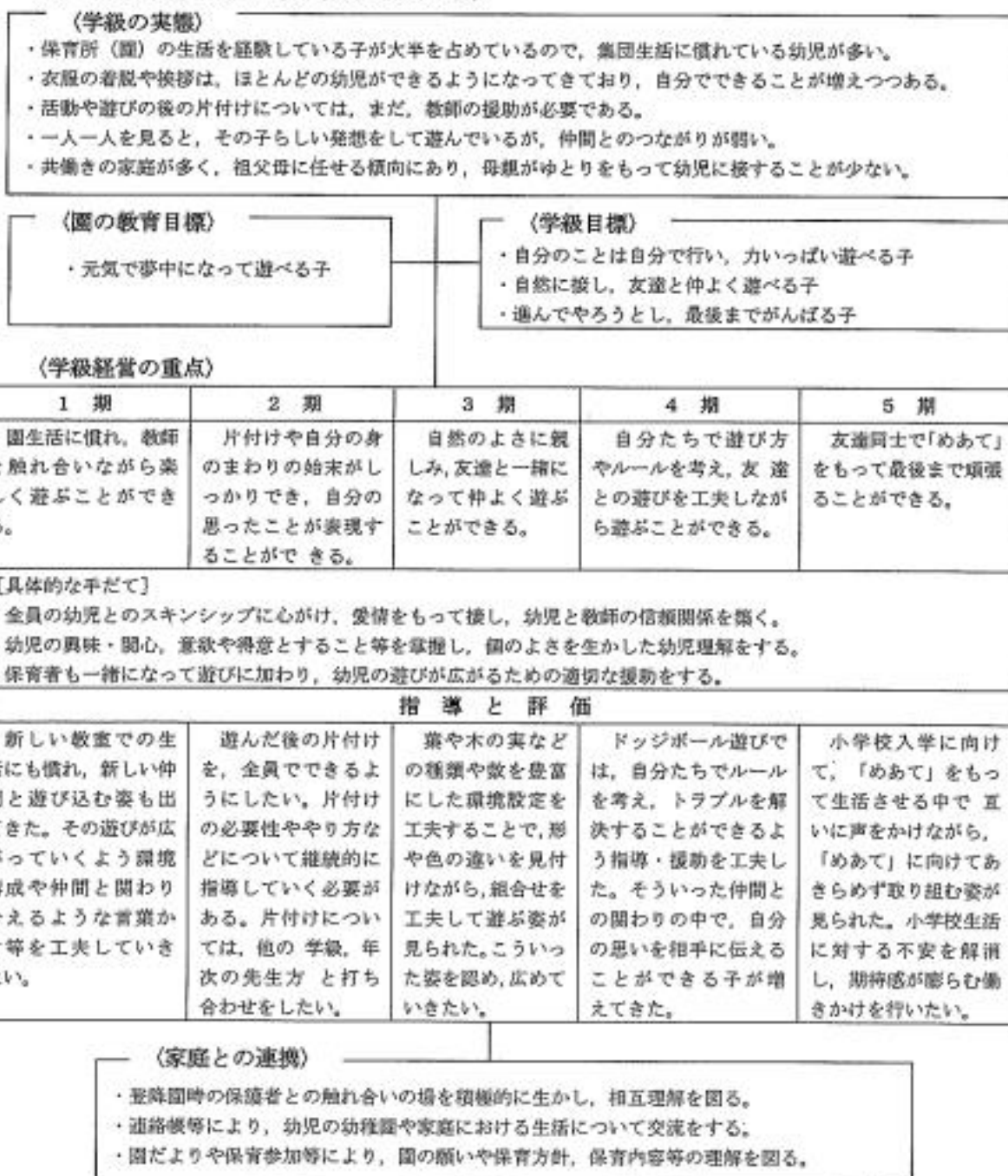
## 2 【学級経営】

### (2)学級経営案の作成と実際

#### ○ 学級経営案作成

学級経営は、幼児にとって新たな生活集団として設けられた学級という場で、幼児と教師が心を通い合わせながら、その学級に秩序をつくり上げていく息の長い取組です。学級担任は、幼児との出会いを大切に、幼児の心身の成長や発達を助けるために確かな目標と見通しをもち、指導方法を創意工夫し計画的に実践し、園の教育目標の具現を目指さなければなりません。その計画案にあたるのが、「学級経営案」です。

#### (1) 学級経営案の例(1年保育5才児〇〇組)



## ○ 学級経営案作成上の留意点

### (1) 学級の実態の把握

学級経営案を作成するに当たって、まずしなければならないことは、自分の学級の実態を把握することです。学級経営案の基本となる学級の実態を的確に把握するためには、次の点に留意することが大切です。

- ・幼稚園の経営方針や幼稚園の教師としての自分の願い等を基に、幼児の発達段階等を考慮しながら、幼児をみる視点を明確にしておく。
- ・二年保育や三年保育の場合は、前年度までの記録をよく読んでおく。また、一年保育の場合も、幼児調査票をはじめ諸調査、家庭での状況、諸能力などを幅広く理解する。
- ・幼児理解のポイントは、幼児と一緒に活動しながら、幼児を多面的、継続的にとらえ、なぜそういった姿を示すのかという内面の理解に努めることである。学級経営案作成のための学級の実態把握は、年度の初めに行うが、それを固定的なものとしなないことである。あくまで、学級経営案は、案であり、仮説である。したがって、実態の変化を捉え、学級経営案を加除修正していくことも大切である。
- ・幼児の実態をよりの確にとらえるためには、多くの教師の見方を参考にすることが必要であり、教師同士で情報や意見を交換することが大切である。

### (2) 学級目標及び学級経営の重点の設定

学級の実態を把握したら、園の教育目標をふまえ、学級目標及び学級目標を達成するための学級経営の重点を設定します。

- ・学級目標は、園の教育目標を受けて、具体的にめざす幼児の姿になっているとよい。また、学級目標は、幼児、保護者、教師が一緒になって達成していくものであるから、お互いに共通理解し、意識しやすくすることが大切である。
- ・学級経営の重点は、幼児の発達を段階的にとらえ、具体的に評価しやすいものがよい。
- ・具体的な手だて及び家庭との連携方法の明確化、学級目標及び学級経営の重点を設定して、学級としてのめざすものが明らかになったら、そのための具体的な手だてを明確にする必要があります。さらに、幼児の教育は、特に家庭との連携が重要であり、その方法についても明確にしておく必要があります。具体的な手だて及び家庭との連携方法の明確化に当たっては、次の点に留意することが大切です。
- ・具体的な手だては、できた、できなかったがはっきり見届けられるものがよい。
- ・具体的な手だての内容としては、年間を見通したもので繰り返し行うものと、幼児の発達の段階に応じて内容を変えていくものがあるので意識的に区別する必要がある。
- ・家庭との連携方法としては、幼稚園での生活を保護者に伝えることと、保護者の考えを十分聞くことが大切である。幼児の生活の表れを具体的に伝えることを心がけ、保護者の考え方や意見を受け止めていくことを大切にしたい。

あなたは、学級担任としてどのような「青写真」を描きますか？  
あなたの思い描く「目指す学級像」をイメージし、その実現に向けて考えられる方策を打ち出し、計画を立て、年間を通して取り組んでいきましょう！





## I 初任者研修

### 2 【学級経営】

#### (3)学級事務の進め方

Q：学級事務をすすめる上でどのようなことに気をつけていったらよいのでしょうか？

#### 1. 保育に欠かせない学級事務の重要性

幼稚園教諭は学校教育法81条に「幼児の保育をつかさどる」とその職務を定義されています。学級担任として幼児の望ましい成長・発達を助言・指導する直接的な仕事と、その指導がうまく実施できるようにするために、学級事務がうまく処理されることがとても重要です。つまり、学級事務は雑用ではなく、幼児を保育していく上で必要不可欠の大切な仕事なのだと自覚するところから、出発すると良いでしょう。とかくおろそかになりがちな学級事務の処理能力が学級経営に大きく影響してくるといっても過言ではありません。

#### 2. 学級担任として取り扱う学級事務のいろいろを理解し、行う時期をとらえる

- (1) 年度初めに行うもの —— ●指導要録、出席簿、健康診断表作成、結果通知  
疾病状況集計。●補助簿の作成（個人記録、学級記録）園児名簿作成。●学級経営案作成、年間指導計画の作成。●  
幼児の実態把握、家庭状況調査票集計。●緊急連絡網作成、  
学校健康会加入者名簿。
- (2) 学期毎、月毎に処理するもの —— ●指導要録の補助簿記入、学級経営の反省・評価、期案作成  
、出席簿集計処理、月末統計、連絡帳記入処理。
- (3) 週・日に処理するもの —— ●出席簿、週案、月案作成及び記入、反省・評価  
個人記録記入。
- (4) 年度末に行うもの —— ●指導要録記入、抄本作成、修了証書台帳記入。
- (5) 随時処理するもの —— ●集金事務、各種予防接種の記録、入退園に関する書手続き  
及び報告記入。

#### 3. 学級事務をすすめていくための留意点

- (1) 法的にかかせないもの —— ●指導要録について、●出席簿  
出席状況をその日の内に正確に記入する。毎日欠かさず  
に整理します。必ず万年筆・ボールペンの黒・青で記入  
します。
- 健康診断について  
毎年6月末までに実施し、健康診断結果を終了後、21  
日以内に園医の所見に従い保護者に連絡・通知し、すみ  
やかに治療をしてその結果の報告を受けるようにしま  
す。

●修了証書台帳について

楷書で誤字のないように心をこめて丁寧に黒インキを使用して記入します。事前に保護者へ氏名の確認をしておくといでしょう。

(2) 法的に定められていないが必要なもの

●補助簿について

受け持った子ども一人一人の成長の足跡を正しい幼児理解に立った記録として書き残し、その育ちの経過・変容をとらえることは、学級担任として最も大切な仕事です。また指導要録の記入の際その参考となるのが個人記録としての補助簿です。担任の指導の経過も併せて記入、次の指導への参考資料とします。

●家庭連絡帳、お便り帳について

家庭との連携、母親との共通理解のために、子どもを育てる情報交換の手立てとします。その子の良さや持ち味を伝える姿勢を第一として担任としてどのように育てたいのか保育観をきちんと知らせたいものです。

## I 初任者研修

### 2 【学級経営】

#### (4) 保護者の理解と家庭との連携の仕方

##### ○ 幼稚園と家庭との連携とは

子供はそれぞれの家庭や地域で得た生活経験を基にして幼稚園生活で様々な活動を展開し、また、幼稚園で得た経験を家庭や地域での生活にも生かしています。子供の生活は断片的なものではなく、家庭と幼稚園と連続的に営まれ、循環性を持っています。そのような子供の生活の流れを大切に豊かにするために保護者の理解と協力が大切になってきます。

教師と保護者が子供を中心に話し合い、心を開くことによってお互いに理解し、信頼関係が生まれてきます。

##### ○ 保護者の心情理解

###### (1) 保護者の気持ちを受け止める。

子供への援助を行っていく上で保護者と連携していくことは、とても重要なことです。その第一歩が、保護者の思いを共感的に受け止め、信頼関係を築くことです。保護者と共に幼児の成長を支えましょう

###### ① 保護者の気持ちを受け止める際のポイント

ア 家族の生活の様子、保護者の仕事、家庭での子供の生活の様子にまで目配りをする。

イ 子供の生育歴などに即して、保護者の子供への願いを捉える。

###### ② 保護者の苦労や努力を理解し、共感する。

子供の発達、行動の課題のみを強調すると、教師から保護者に対しての一方向的な非難として受け止められるおそれがあります。これまでの保護者の努力を理解し、労をねぎらうことを第一に心掛けて下さい。その上で、生活や行動上の問題は単に育て方の問題ではなく、園と保護者で協力していく課題として捉えていくことが重要です。

###### ③ 保護者が行動面、対人関係等で気になっていることをしっかり聞く。

保護者が気になっている（心配している）子供の様子等に耳を傾けたり、担任の気持ちがいかに伝わるように努めたりしましょう。

###### ④ 保護者と共に課題解決に向けて努力する。

子供の発達の様子に焦りを感じ、いろいろなところに相談に行かれたりよく学習したりしている保護者もいます。時には、園に多様な教育への要望が出される場合もあります。学級担任としてその全てを受け止めることが困難な場合もあるので、多様な要望に優先順位をつけながら、保護者と共にどのように解決していくかを確認していくことが重要です。

##### ○ 家庭との連携について

教師は、幼児一人一人をよく理解し、発達に即した指導ができるよう家庭と連携することが重要です。また、保護者に園の教育方針を理解していただき、幼児期の成長の特徴、集団が個人の成長に及ぼす影響力、集団の成長する姿、園で経験しているいろいろな活動などを知っていただくことが、子供たちへの理解を一層深めることにつながります。子供を核として園と保護者が親しく交わり、連携していくことによって保護者みんなでみんなの子供を育てようという気持ちになり、大勢の子供たちの成長に関われたことに喜びがもてるようになってきます。

###### (1) 子供の生活を伝える

###### ① 子供の楽しい生活を伝える

子供たちが友達とどのように関わったか、どんなことに興味を持ったか、何に喜んだかなど、保護者と話したり、クラス便り等で知らせたりしていく。

###### ② 具体的に伝える

とても楽しかったエピソードとか、子供たちが目を輝かせて活動した遊び、長い時間をかけ



てやり遊げたことなど、機会ある度に保護者に具体的に伝えることを心掛けましょう。

### ③ ともに楽しい生活づくりを

保護者は何かの形で園に協力したいと思っています。例えば、廃材などを集めておいてくれたり、珍しい物が手に入ると「子供たちに見せて下さい」といって園に持ってきてくれたりします。そうした気持ちを受け止めることにより、ともに子供のために楽しい生活づくりをしていこうという心のつながりを生み出していくことも可能になります。



日々の子供たちの具体的な生活する姿を伝えていくことにより、保護者と意思の疎通を図っていくことが家庭との連携の第一歩となります。

## (2) 家庭での経験を園生活に生かす

### ① ありのままに受け入れる

子供はそれぞれの家庭環境や保護者の教育方針、願いなどすべてのものを抱えて園に入園してきます。そのことをよく理解して、子供をありのままに受け入れることが大切です。

### ② 生活の連続性を大切に

子供たちは、園であつたいろいろなことを家に帰って話したり、園で経験した遊びを家でも続けたりして遊びます。また、家庭での経験や驚き、発見を園生活に持ち込んでさらに豊かな遊びへと広げていきます。そのように、家庭・地域社会と連続性を持つことがとても重要な意味を持っています。

### ③ 子供の気持ちを架け橋にして

家の近くで摘んだ花を園に持ってきてくれたり、園でいろいろな物を作ってお母さんに持っていったりなど、子供が園と家庭との共通の話題の架け橋をしてくれることもあります。このような自然な形での連携を大切にしましょう。



家庭で経験したことを園でも楽しんで取り組めることにより、家庭と園の生活に連続性が生まれてきます。

## (3) 家庭での疑問に答える

### ① 丁寧に話を聞く

教師の考え方を最初から押しつけるのではなく、親の考え方や意見を受け止めながら保護者の立場になって丁寧に話を聞くことに心掛けましょう。

### ② その子の成長を具体的に伝える

子供の発達の仕事やその早さは一人一人違います。他の子と比べて何ができるとかできないというような答え方ではなく、その子なりの良さや成長発達している姿を具体的に伝えた上でこれからの可能性を認め、励ましていくことが大切です。

### ③ みんなで考えて見る

質問の内容によっては、担任1人で判断できないこともあります。先輩の教師や園長先生に相談し、いろいろな経験の中から意見を聞いてよりよい返答ができるようにしましょう。



保護者はいろいろな疑問を抱きます。それを丁寧に受け止めて具体的な事実を通して共に考えていく姿勢が大切です。また、自分に答えられないことは、園全体の問題にしていきましょう。

#### (4) 子育ての悩みを聞く

##### ① いろいろな方法で悩みを受け取るように心掛ける

自分の子育てに悩みや不安を持っている親もいます。困ったことや悩みを直接園に来て気軽に話してくれる保護者もいますが、相談をしたいと思っていても直接話しにくいと思っている保護者もいます。そのために「連絡ノート」などを使ってお互いに理解したり相談に乗ったりすることも必要だと思います。

##### ② 安心感を持たせる

子供の欠点や心配なことだけを知らせるのではなく、良いところやこれから伸びるであろうことなどを話したり連絡ノートに記してあげたりするとよいと思います。保護者の相談はできるだけ、迅速に対応してあげましょう。

##### ③ 相手の立場になって共に考えていく

相談の内容によっては、電話や連絡ノートより、保護者と直接会って話し合う方が良い場合があります。話し合うときは、保護者の立場に立って熱心に聞き、一方的に教師の意見を押しつけないようにしましょう。また、その内容など外部に漏らさないようにしましょう。



親は子育てについていろいろな不安や悩みを抱きます。それらに気軽に耳を傾け、安心して子育てできるようにしていく姿勢が大切です。

#### (5) 保護者会を円滑に

##### ① 保護者会の意義

保護者会はなぜ開催されるのでしょうか。

ア 園での生活で子供がどのように過ごしているのか。子供は、どんな環境のもとで生活しているのか。園や教師が教育に対する理念や情熱はどのようなものであるかなどを正しく理解してもらう。

イ 親が子供の教育に対してどう考えているのか。園に入園させてどのような不安や期待を持っているのかなどを知る良い機会でもある。

##### ② 子供のありのままの姿をみってもらう

親は、自分の子供が友達と仲良く遊べるだろうか、どんな遊びをしているのか、自分のことは自分でできるのか。先生や友達とのコミュニケーションはうまくいっているのかなど、とても心配です。ありのままの子供の様子をみってもらうことはとても意味のあることです。

##### ③ なごやかな雰囲気づくりを心掛ける

初めての保護者会は教師にとっても保護者にとっても緊張します。その緊張をほぐし和やかな温かみのある会にするには、教師がまず子供たちのほほえましい様子を話すことから始めてみましょう。



保護者会は、園と家庭とのコミュニケーションの場、お互いに気軽に話せるような和やかな雰囲気が必要です。

#### (6) 親子で地域の自然に触れる

##### ① 地域に根ざした生活を

園の生活は家庭と地域社会によって支えられています。園が地域に根ざしていくには、いろいろな触れあいを通して地域の人々と関わっていくことが大切です。また、園を取り巻くいろいろな環境が子供たちの育ちに大きな影響を与えています。

② 地域の自然や生活を家庭に伝えていく

それぞれの地域の状況や季節の変化などを保護者に知らせたり、地域の自然に触れることによって得る喜びを知らせたりすることも園の大きな役割です。園が積極的に地域と関わっている姿を保護者に示すことも大切です。

③ 教師も地域の生活をよく知ろう

自分の園を中心に、周りにはどのような建物や自然（畑・田んぼ・野原・海など）があるのかを自分の足で歩いて自分の目でみて確かめてみましょう。地域のいろいろなことを知っていると子供たちにも話してあげられるし、クラス便りなどで家庭にも知らせることもできます。

教師が地域の人々と触れあい、関わりが深まってくると、地域の人からも気軽に声を掛けてくれるようになります。



地域との連携を図るには、まず教師が地域の自然や生活についてよく知ることから始めましょう。そして、地域の人々と触れあえることをだんだん増やしていきましょう。

## 【資料】保護者と教師の連携の場と方法

### ●家庭訪問

家庭での幼児の様子を見ながら、園での指導や家庭での育児について保護者と話し合うことは、信頼関係を築く上で有効です。

### ●学級懇談・保護者会

担任から、学級経営方針、諸行事の計画、日頃の園生活の様子等を伝えます。担任からの一方的な話にならないように心掛けましょう。話し合う内容を事前に知らせ、意見をまとめておいてもらうとよいでしょう。また、幼児の作品等を保育室に展示しておけば幼児の様子がよく伝わります。

### ●保育参観（参加）

年間にわたり保護者が様々な保育を見たり、一緒に参加したりすることができるよう計画的に実施するように心掛けましょう。参観前にねらいや保育内容を知らせておくことで保護者が保育を見る視点にもなります。また、親子活動をするとき普段、園生活では見られない幼児の姿を発見することがあります。

### ●園便り・学級通信等

定期的に発行したり、状況に応じて発行したりします。行事や普段の園生活の様子、行事予定や保護者の感想等を載せます。幼児の様子は、向上した点や良い面を中心に伝えると良い。

### ●連絡帳

毎日の園生活の様子と家庭生活の様子をお互いが連絡し合うことを目的とします。園からは、指導内容の概要、幼児の様子、健康面、連絡、依頼等を伝えます。家庭からは、健康状態、降園後の様子、質問事項、諸連絡等を伝えます。

### ●PTA研修会（講演会）等

保護者が抱えている悩みや不安等を話し合ったり、子育ての手掛かりを得て、互いに学びあい励まし合ったりすることができる関係を築いていくことが大切です。

### ●月々の誕生会や絵本読み聞かせ会

月々の誕生会には、誕生児の保護者に参加してもらい、一緒にお祝いする。また、毎月保護者による絵本の読み聞かせ会を設定し、家庭での絵本読み聞かせにも興味をもってもらおう。

### ●送迎時

気軽に子供のことを話せる貴重な場となります。立ち話の中で交わされる子供の園での様子や家庭での状態、子育てでの不安や心配に対する教師の助言やアドバイスは保護者に役立ちつなりを深めていきます。



## 【資料】保護者会の進め方

年に数回予定されている学級懇談会。心を開いて語り合える場になっていますか？子どもの育ちに対する見方を広げていけるよう、情報をたくさん交換できるといいですね。

保育者も保護者の方々も、ともに育ち合える場になるよう配慮しましょう。

### 1. 参加したくなるような案内づくり

どんなに素晴らしい計画を立てても、保護者たちに出席してもらわなければなんにもなりません。ぜひ行ってみたいと思わせるような目的と内容がある程度具体的に提示し、期待して出席したくなるような案内を作ることに心掛けます。

### 2. なごやかな雰囲気づくり

保護者会にはだれも緊張して参加します。その緊張をほぐし、なごやかな雰囲気のもとで十分な意見交換の場とするためには、それなりの手立てが必要です。

会場の設定にも気を使い、例えば、子どもの作品をおくとか玩具や絵筆をならべるとか、しずかに話が始まるような明るい雰囲気づくりを考えましょう。例えば、初めにゲームをするとか、歌をうたうのも有効です。名前を知ったり、挨拶をしたり、質問をしあったりして、自然に親しくなるような工夫をしてみましょう。

### 3. 成長や楽しさを具体的に伝える

保護者会話し手の話す内容が大きなウエイトを占めます。

担任の自己紹介は重要な役割を果たします。ふだんは見せない大人としてのけじめある態度を示す一方で、趣味や特技のことなどプライベートな部分を紹介するのもよいでしょう。保護者たちに好感を抱いてもらい、この人なら安心して我が子をまかせられるというような信頼感を得るように心がけます。

話の内容はなんといっても子どもたちの日々の生活ぶりや成長ぶりなどが中心になりますが、子どもたちの素晴らしいことや教えられたことなどを具体的に事例をあげて話すことです。

それもクラス全体にかかわることから、個々の子どもたちの様子まで、とにかく子どもへの思いを話るとよいでしょう。

保護者に園生活について興味を持ってもらい、子どもの成長に関心を高めてもらうために保育の経過を具体的に話すことは重要なポイントです。身近な具体的な話で保育のイメージが広がるように話してみましょう。

保護者会では保育の姿をはじめ、保育の方針や目的、ときには行事の案内やそのねらいなどを話すこともあります。忘れてはならないのは後々まで残る資料を作り、折々の参考資料として活用してもらうことです。せっかく集まってもらったのですから、手ぶらで話し、手ぶらで帰すようなことのないようにしましょう。

保護者会が懇談となった時、同じ年齢の子を持つ親として悩みや心配ごとにはみんなが興味を示します。発言しなくても聞きながら安心したり、反省したりする親もあるでしょう。話し合いの時は、一人一回は発言できるよう進行に気を付け、発言者が片寄らないで、みんなが活発に参加するようにするとその満足度は加速します。





## I 初任者研修

### 3 【教育課程】

#### (1)環境構成の考え方と実際

##### ○ 環境にはどのようなものがあるか

- 季節や自然・・・春になれば花が咲き、夏になれば水遊びがしたくなる。秋になると木の実や落ち葉が使え、冬になれば雪にであう。そのような季節の自然事象や事物が全て環境である。天候も環境である。
- 生き物・・・園内で出会う生き物は、探索したり命の尊さに触れたりするので大事な環境である。
- 場や空間・・・園庭や裏庭、廊下やテラス、固定遊具の上や下など、いろいろな場がある。空間としては、積み木やロッカー、ついたてなどで狭い空間や広い空間、低い空間や高い空間などをつくり出すことができる。そこに集まってくる子供たちや活動や内容などで場や空間を変えていく。
- 遊具や教具・・・ブランコ、ジャングルジム、滑り台、鉄棒、砂場などや、固定遊具、跳び箱、マット、巧技台などの運動用具、保育室のテーブル、椅子、ロッカー、積み木、クレヨンや絵の具、楽器、絵本、はさみ、粘土など教具や教材など大事な環境
- 教材や素材・・・園庭の土や砂、水や石、花や木の実など、自然の素材も何かをつくり出すときに必要な環境、また、画用紙や折り紙、のりやセロハンテープ、ガムテープ、毛糸、布、ビニール袋などの教材もかいたりつくったりするときに大事な環境となる。それらも、どれだけ準備できるかによってつくる内容が違ってくる。

##### ○周囲の様々な環境との関わりを通して好奇心や探究心を育てる

幼児期の知的発達でのキーワードは、好奇心と探究心である。その好奇心や探究心を育む環境としては、見て、聞いて、触って、使ってみるといった幼児自らが体験する機会を作ることが重要である。じっくり取り組める場や空間と時間、考えたり試したりできるいろいろな遊具や素材が必要である。また、身近な人的環境である教師や友達と一緒に考えたり試したりすることや認められたりす

ることで一層育ってくる。

※幼児は身近に生活している大人の生活感情や行動をそのまま自分の中に取り入れていく傾向が強いので、教師自身の言動や物事に対する姿勢が教育環境の中核となっていることを心に留める必要がある。

##### 【環境の準備・用意】

- 教師が全て準備しておく場合
  - ・子供の目に触れるところに置いておく。
  - ・子供が必要に応じて使う。
  - ・子供の欲求に応じて出せるようにしておく。※準備や用意の仕方は、どこまで保育者がしておく必要があるかによって違う。
- 出会う・・・自然現象や季節の変化、生き物や地域の行事などは、子供達に任せておいては出会えないままになってしまうかもしれない。教師が意図的に出会える場を作ったりする必要がある。(園外保育や遠足などに出かける。)
- 探す・・・場や空間を探す。  
活動に適した遊具や用具を探す。  
何かをつくったり、描いたりしたい時、内容に適した道具や教材、素材などを探す。集団で展開する場合、何人かで行う場合、一緒にしてくれる仲間、その活動に関心のある仲間を探す。

●つくる・・・つくりだす

じゃまな物を片付けて広げたり，何かで回りを囲ったり，何かを敷いたりして他の物で代用したり，別の物を使って作る。

●見せる・・・使い方や活用の仕方，楽しみ方などを見せてあげる。

見に行くことや保護者や地域の人たちに何かをやらせてもらう。

# I 初任者研修

## 3 【教育課程】

### (2)遊びや生活の仕方の指導と実際

#### ○ 遊び（学び）の重要性について

##### (1) 遊びを通して学ぶ子供たち

幼児期は知識を教えられ身に付けていく時期ではなく、遊びながら学んでいく時期です。子供は夢中になって遊び込む中で、教師や友達、地域の人々、自然や様々な物、出来事に出会います。それらとのかかわりを広げたり深めたりしていくことで、新しい世界に気付き、自身自身について振り返るようになっていきます。

子供は、興味や関心に基づいた自発的な活動や具体的な体験を通して多くのことを学びます。子供の遊びには、成長や発達にとって重要な体験がたくさん含まれています。遊びは、幼児期にふさわしい学びなのです。その学びの質を高めるために、教師は幼児の内面を理解し、幼児が経験していることを的確にとらえなければなりません。

##### (2) 「遊び」の教育的意義

幼児期は何でも自分でやってみようとする時期で、周囲の人やものに興味や関心をもってかかわり、楽しさを感じます。つまり、多様に動いたり、想像力を働かせたり、操作したり、構成したりして遊びを楽しみながら、様々なことを具体的にわかっていきます。これが、小学校以降の学習の基礎となる「学び」をしている姿です。

#### 遊びの条件は

- ・自発的な行動であること
- ・楽しさを伴うこと

#### ◎「遊び」の中に見る子供の「学び」

- ・自分から物事に働きかける主体性
- ・体を使って遊ぶ体力
- ・試したり工夫したりする創造力
- ・イメージを広げ、想像力を豊かにする
- ・自分で考え、判断して行動する力
- ・友達と一緒に行動する楽しさ
- ・「こうしたい」「ああしたい」というやる気と目的感を持ち、達成しようとする楽しさ
- ・相手の気持ちを感じて自分の気持ちを調整し、相手に合わせるなど、人とのかかわり方…等

##### (3) 幼児の活動と環境との関わり

幼児が環境に関わってどのような活動を展開していくのかを予想するためには、活動が生まれてくる背景について十分理解することが必要である。また、それぞれの背景が幼児にとってどのような意味を持つのか、さらには、発達とどのように関係するのかを把握することが重要になる。

#### ◎幼児が環境と関わって展開することが予想される活動の一般的なもの

- ・身近な素材とのかかわりから
- ・身近な動植物とのふれあいから
- ・遊具や用具に触れることで
- ・偶発的な出来事に出会うことから
- ・戸外の広い場所に出て
- ・蓄積されたイメージから
- ・いろいろな音や音楽に触れて
- ・身近な情報に触れることで
- ・幼稚園や地域の行事に参加することから
- ・教師のまわりを集まって
- ・基本的な生活行動が必要とされる場面





#### (4) 豊かな遊びができるような教師の援助

幼児は遊びを通して様々なことに気づき、人との関わりを体験し生活行動の仕方を身に付けていきます。更にその中で、葛藤や挫折感、達成感などを味わい、一人、あるいは教師や友達に支えられ、自らの課題を乗り越えるという体験を積み重ねていきます。

幼児が自ら取り組み進めていく遊びには、運動能力、思考力、表現力、感性、創造性、人への信頼感や心のバランスをとる力などを養うための内容が含まれています。

しかし、幼児が自発的に遊びを展開していればそれが必ず身につくというものではなく、保育者の適切な援助があってこそ望ましい発達が促されていきます。

教師は、幼児の活動を後押ししていく

#### (5) 遊びの関わり方と援助

遊びの指導で最も大切なことは、幼児が自発的に遊びを展開していくことができるように援助することです。遊びの指導では、保育者の環境構成の仕方が重要なポイントになります。

幼児が遊びに夢中になるということは、幼児が自分の発達や興味・関心にマッチした対象と出会い、それに対してじっくりとかかわることができる状況がそこにあるということです。

環境の構成とは、そのような状況をつくることであり、それが、遊びの指導の上では大切であると言えます。

- ・教師や友達との信頼関係づくり……（温かく共感的な態度で）
- ・子供達が十分遊び込める場と時間の確保……（興味・関心・楽しさを深く理解して）
- ・試行錯誤、葛藤等の内面理解……（遊びで経験することを見る目を持って）



## 2 遊びを通しての総合的な指導

遊びは、幼児にとって重要な学習の場である。遊びを展開する過程においては、幼児は心身全体を働かせて活動するので、心身の様々な側面の発達にとって必要な経験が相互に関連し合い積み重ねられていく。幼児期には諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い総合的に発達していくのである。これらのことを踏まえて指導を進めることが大切である。

《 発達に応じた幼児期にふさわしい生活を展開できる環境構成の工夫 》

○幼児が主体的に、楽しい生活のできる場所を選んだり、作り出したりできるような幼児の視点に立って環境構成を行う。

○一人一人の思いや活動をつなぎ、いろいろな友達と関わるができるよう環境を工夫する。

○幼児が感動し興味や意欲を持って活動できるように、季節や施設・設備等の諸条件を考慮し、用具・素材の準備や活用を工夫する。

○幼児の興味や関心、欲求等の心の動きを把握し、活動の流れや遊びの展開を深めることができるように環境を再構成していく。

## 遊びを通した総合的な指導 (砂場でのトンネル掘りの例)

友達同士で思考を巡らし、想像力を発揮しながら、様々なアイデアを出す。

●一連の過程においての様々な学び

### 【遊びの中での学び】

- 砂や土の性質
- 砂に水を加えたら砂の様態が変化
- 砂場道具の使い分
- 砂場道具の片付け、清潔

山を崩さずにトンネルを掘るには？

水で砂を固めたらいいんじゃない？

スコップで砂を固くしよう！

お団子作る時のように土を混ぜてみよう！

- 友達とイメージを共有
- 意見の相違・・・
- 葛藤、挫折感、妥協



### トンネル完成！

- 達成感、充実感、満足感

## I 初任者研修

### 3 【教育課程】

#### (3)指導の実際

##### ○ 一人一人の発達の特徴

発達に関する考え方は、人間の発達を一般的な共通の過程として捉える立場であり、そこでは乳幼児期から児童期の子どもの特徴に関するデータを収集し、時系列に並べて理論化した知能検査や発達診断の手法が開発されることとなった。「〇歳になったら〇〇ができる」「〇歳児の知的・社会的・情緒的・身体的発達は〇〇の特徴がある」など、標準発達尺度に照らし合わせることで、それとは異なる子どもを「遅れている」「問題児」と捉える傾向は、こうした立場の発達観から生み出されたものである。他方、近年の発達に関する考え方は、子どもの発達を理解するためには、子どもを取り巻く生活状況を理解する必要があるという立場である。子どもの発達は、その子の住む家庭環境や生活経験によって異なるのである。

もちろん、教師として幼児とかかわる場合、幼児期の子どもが多くが示す知的・社会的・情緒的・身体的発達に関する一般的な特徴を踏まえておくことは重要である。しかしその一方で、標準発達尺度に照らして、幼児の能力や課題を捉えるのではなく、個々の幼児の発達の姿は、必ずしも一律でないことを踏まえておくことが大切である。例えば、同じ年齢の幼児が園庭でダンゴ虫を発見したとき、すぐに手にどって覗き込もうとする幼児もいれば、逆に、少し離れたところから、かかわろうとする幼児もいるだろう。そうした幼児同士が幼稚園生活を送る中で、積極的にダンゴ虫を触っていた幼児が少し距離を置いてかかわってみたり、逆に、離れたところからかかわっていた幼児が直接手にとってみたりするようになる。

このように、個々の幼児は、環境の受け止め方や環境とのかかわり方がそれぞれ異なるのであり、幼児一人一人の発達の特徴とは、その幼児独自のものの見方、考え方、感じ方、かかわり方のことに他ならない。教師は、こうした幼児一人一人の発達の特徴を踏まえながら、その幼児らしさを損なわないように指導することが大切である。

##### ○ 一人一人に応じることの意味

教師は、幼児一人一人の発達の特徴に応じて指導しなければならない。それでは一体、一人一人に応じるとは、具体的にどのように捉えればよいのだろうか。

保育の中で、教師が幼児一人一人に応じるとき、少なくともそれは、個々の幼児の要求に随時応えることを意味しないだろう。これでは教師は、四方から出される幼児の要求に振り回され、応じ方の度合いも中途半端になり、その結果、幼児の不安や不信感を促すことにもなりかねない。また、幼児の要求に過剰に応じってしまうと、今度は幼児の依存度が助長され、かえって自立を妨げることにもなりかねない。

他方、保育の中で、教師が幼児一人一人に応じるとき、少なくともそれは、個々の幼児の活動を中心に、保育を展開することでもないだろう。これでは教師は、集団の中での幼児の育ちや、幼児同士の協同性を活用する場面を見出せなくなってしまい、その結果、個々の幼児の発達が促進されにくくなってしまいかねない。幼児同士の相互作用が幼児の発達を促すのであり、従って教師は、幼児一人一人の発達の特徴を活かすような集団を形成しなければならない。



保育の中で幼児一人一人に応じるとき、教師は、個々の幼児の何に応じればよいのだろうか。例えば、幼児の要求に応じる場合であっても、A児に対しては、即座に答えを提示する方が良いけれども、B児に対しては、自分で考えるように促したり、C児に対しては、幼児同士で教え合うように促したりする方が良いのかもしれない。こうした教師の判断は、幼児の要求や具体的行動の背後に存在する幼児の内面の動きを読み解くことで導出されるのであり、従って教師とは、幼児の要求や行動に応じる際、その幼児の発達にとってどのような経験が必要かを瞬時に判断することが求められる。

### ○ 一人一人に応じるための教師の基本姿勢

以上の点を考慮するとき、日常の保育の中で教師は、一人一人の幼児に思いを寄せながら、幼児の気持ちや欲求など、目に見えない心の声を聴き、その幼児の内面を理解することが求められるのであり、従って教師が幼児一人一人の発達の特性に応じた指導を行うことは、決して容易ではないことが推測される。そこでこの難題と向き合うために教師は、日々展開される自らの保育を振り返ることが重要となる。

教師が自らの保育を振り返るとは、決して自分の保育の至らなさや、不十分な点を取り上げて反省することを意味しない。そうではなく、例えば、「今日はあの場面でA児に対して、こんな方法で応えたけれど、他にもこのような方法もあったなあ」「今日はB児に対して、こんな言葉をかけてみたけれども、他にもこんな言葉かけもあり得るなあ」「今日はC児の行為の意図をこんな風に解釈したけれども、他にもこんな解釈もできるなあ」など、色々な見方に対する気づきを通して、その活動が幼児にとってどのような意味があるのか、幼児の発達にとってどのような経験が必要なのかを考えることである。こうした振り返るという行為は、教師が保育を営む中で気になったこと、あるいは日頃の保育の流れに飲み込まれてしまい、教師自身がいつの間にか気付かなくなっていることに対する自覚を促すことにも繋がるという。つまり日常の保育の中で教師は、必ずしも自覚していない仕方でも幼児とかかわっている部分があるのであり、それが幼児の姿に影響を及ぼしていると考えられることから、幼児とかかわる自分自身を振り返ることは、幼児一人一人に応じるための教師の基本姿勢と言えるだろう。

## I 初任者研修

### 3 【教育課程】

#### (4)特別支援教育・発達障害の理解と対応

##### ○障害のある幼児などへの指導

障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

##### (1) 障害のある幼児などへの指導

学校教育法第81条第1項では、障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために教育を行うことが規定されている。

また、国連の定める「障害者の権利に関する条約」に我が国も批准した。それに伴い、各幼稚園では、障害のある幼児のみならず、教育上特別の支援を必要とする幼児が在籍している可能性があることを前提に全職員が特別支援教育の目的や意義を理解することは不可欠である。

幼稚園において障害のある幼児を指導する場合には、幼稚園教育の機能を生かして、幼稚園生活の場の特性と人間関係を大切に、その幼児の障害の状態や特性および発達の程度等に応じて、手立てを検討し、組織的な対応をして、発達を促していくことが大切である。

そこで、園長は、特別支援教育実施の責任者として、園内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名し、園務分掌に明確に位置付けるなどして特別支援教育の体制を充実させることに努める必要がある。その際、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。



##### (2) 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある幼児など一人一人に対する決め細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。

今回の改訂では、障害のある幼児などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めることとした。

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、障害のある子供の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、望ましい成長を促すために、個別の支援計画を作成することが示された。幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを個別の教育支援計画という。

個別の教育支援計画は、本人及び保護者の願いや将来の希望などを踏まえ、在籍園のみならず、関係機関とも連携して、家庭生活や地域での生活をを含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業までの一貫した支援のため、作成し活用していくことが考えられる。

また、個別の教育支援計画は、園の全職員が共通理解すべき大切な情報であり、個別の指導計画に生かしていくことも重要でありさらに、切れ目のない支援に生かすこともできる。その際、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなどの個人情報の取り扱いと保護に十分留意が必要である。

個別の指導計画は、教育課程を具現化し、障害のある幼児など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。よって、適切かつ具体的な内容になるように努めなければならない。また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画につ

いては、実施状況を適宜評価し改善を図っていくことも不可欠である。

個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用システムを幼稚園内で構築していくためには、園長のリーダーシップのもと、幼稚園職員全体の協力体制づくりを進めたり、二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして、全職員の連携に努めていく必要がある。

また、障害のある幼児の発達の状態は、家庭での生活とも深く関わっている。そのため、保護者との密接な連携の下に行うことが重要である。幼稚園においては、保護者が来園しやすく相談できるような雰囲気や場所を用意したり、教師は、保護者が我が子の障害を理解できるようにしたり、将来の見通しについての不安を取り除くようにしたりなど、保護者の思いを受け止めて精神的な援助や養育に対する支援を行うように努めることが大切である。





## I 初任者研修

### 3 【教育課程】

#### (5)行事の考え方と実際

園行事は、幼児の生活に変化と潤いを与え、遊びや生活を豊かにすることを願って行われます。それぞれの園の伝統を生かし、新しい感覚を取り入れて、その行事を通してどのような力を育成したいのか、また、どのような力が育成されるのかを考え、楽しい経験として展開できるようにすることが大切です。

#### ○ 行事の持つ意義

園行事には、生活の節目となる儀式的な行事、家庭や地域でも受け継がれている伝承的行事、社会生活への意識を高めるために行われる社会的行事などがあります。

これらの行事は、幼児の生活と密接に関連しています。園生活に行事を適切に取り入れることによって、活動意欲を高めたり幼児同士の交流を盛んにしたりするなど、発達を促す上で意味を持つこととなります。また、地域に対し開かれた園づくりを進めるよい機会ともなります。

#### ○ 指導の工夫

行事の指導に当たっては、行事によってどのような力が育成されるのかを考え、幼児が行事に主体的に取り組むようにすることが大切です。行事を通して幼児に何を伝え、どのように展開すればよいか。見通しを持って行事を計画しましょう。

#### ○ 適切な行事の計画化

行事は出来映えや成果を求めるあまり、幼児の生活の流れや興味・関心などがおざなりにされることがあります。行事を選ぶに当たっては、発達の過程や園生活の流れから見て適切なものかどうかを十分に検討し、教育課程・指導計画の中に位置づけ、従来の園行事の考え方にも留意する必要があります。

#### ○ 行事の取組について

##### (1) 園行事の考え方と配慮事項

##### ① 園の行事の考え方

- ア 儀式的な行事（入園式・始業式・終業式・修了式など）
- イ 伝承的行事（七夕・正月・節分・ひなまつりなど）
- ウ 社会的行事（こどもの日・敬老の日など）
- エ 日常の保育活動のまとめとしての行事（運動会・作品展・生活発表会など）
- オ 保健や安全管理上必要な行事（健康診断・避難訓練・交通安全指導など）
- カ 家庭との連携のための行事（保育参観・参加・保護者会など）
- キ 幼児の成長の節目を祝う行事（入園・修了式・誕生会・七五三など）

※幼児の生活の自然な流れや発達に即して必要な事項を残し、じっくりと取り組めるようにしましょう。



##### (2) 行事への取り組み方

##### ① 行事がどのような目的・ねらいを持っているのか。

目的を理解し、子供たちとどのようにその行事と取り組めばよいか対応を考え、目的に向かって適切な環境の構成に努めなければならない。

##### ② 環境を整えるにはどうすればよいか。

子供たちが楽しく積極的に取り組めるような内容を考え、その実現に向かって子供たちのいろいろな発想を大切に、創意工夫して環境作りをしていくことが重要。

- ③ 子供にとってふさわしい活動か。

クラスの子供達がどの程度の力を持っていてその力を発揮できるか十分に把握し、職員会で話し合い、全体の時間配分や活動の適切さを検討することが大切。

- ④ 行事が終わったら全員の反省と共に自分なりの反省と記録もまとめ、次の機会に十分活かせるようにする。

### ○ 子供たちが生き生き取り組める行事のポイント

- (1) 子供が主体的に取り組める行事になるようにする。

一人一人が意欲的に行事に参加する喜びを味わい、充実感の持てる行事となるように考えていくことが基本。

- (2) 日常の活動がだんだんふくらんで一番盛り上がった日が行事の日となるようにする。

一つ一つの行事の意味と内容を点検し、子供の興味や欲求に沿って、いつ、どのような方法で組み入れていけば良いかを考えることが大切。

- (3) 生活に変化と潤いをもたらす、園生活が楽しくなる行事になるようにする。

教育要領で行事の指導に当たっては、園生活の自然な流れの中で生活や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること、と述べている。お月見・餅つき・節分・ムーディーなど、季節ごとの伝統行事には日常の環境と違った雰囲気があり、新鮮な刺激や思いがけない感動を与えたり、一人では味わうことのできない集団の喜びを経験したりできる。このような行事による変化と潤いが、より楽しい明日への活動の意欲を高めてくれる。園の独自性や地域社会、家庭とのつながりも考え、自然とのかかわり、伝統的な習慣に触れあえるよう季節感を盛り込んだ楽しい方法を考えて欲しい。

### ○ 保護者に喜んでもらえる行事のポイント

- (1) 育ちを見てもらい、理解が深まる行事にする。

保護者にとって保育参観は幼稚園で自分の子供の生活の様子がわかるだけでなく、他の子供の様子、担任のかかわり方や園の教育方針などを理解する絶好の機会である。

- (2) 親子で感動が共有できる場となる行事にする。

幼児期は親と子の心の触れあい、感動体験を共有することが大切。

生活の中で美しいもの、優れているもの、心に残るような出来事などに出会いそこから得た感動を子供と保護者が共有し、伝えあえるような行事を考えていくことが大切。

(例：栽培体験、自然に触れて遊ぶなど)

- (3) いろいろな保護者との触れあい、(共に育つ楽しい場になる行事にする。)

親同士が育児についての不安や悩みを気軽に話し合ったり、保護者各自の持っている特技(趣味)を認め、伝え合ったりして「共に育つ場」や雰囲気を作ることが大切。

(例：おてだまつくり、おもちゃづくりなど生活の知恵を教え合う、園内清掃など)

### ○ 行事を保育に生かすポイント

- (1) 行事の意味を考え、必要な行事を精選して行う。

教育的価値を十分検討し、適切なものを精選していくことが大切。一つ一つの行事が子供にとってどんな意味があるのかを点検しながら取り入れていく。

- (2) 子供たちの発達に即したやり方で行事を取り入れる。

一人一人の子供に即したやりかたを考えることが大事。

- (3) 生活の流れの中で節目になったり、生活の広がりやきっかけになったりするように行事は、子供の生活の目的意識や新しい刺激となり、いつもとひと味違う相違・工夫する力や最後までやり遂げる遊びへの意欲を生み出す。

